

令和3年度

幼稚園教育研究



富山県教育委員会

目 次

<令和3年度研究の方向>

I	幼稚園教育課程研究協議会の協議主題について	
1	分科会協議主題と協議の視点について	1
2	分科会協議主題の分担について	3
II	都道府県協議会協議主題について	4
1	幼稚園教育の基本	5
2	協議主題1について	10
3	協議主題2について	16
4	協議主題3について	21
5	協議主題4について	27
III	令和3年度 幼稚園教育研究行事予定表	32
IV	令和3年度 各幼稚園教育研究会一覧	33

<領域「健康」について>

I	領域「健康」の考え方	34
II	日常の実践事例	36
1	ねらい(1)について	37
2	ねらい(2)について	40
3	ねらい(3)について	44

I 幼稚園教育課程研究協議会の協議主題について

富山県幼稚園教育課程研究協議会では、これまで、文部科学省から示された幼稚園教育理解推進事業（都道府県協議会）実施要項における協議主題に基づいて研究を進めている。この協議主題は、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題や幼稚園を取り巻く諸問題について理解を深めるため、提示されたものである。

令和3年度は、文部科学省から示された5つの協議主題のうち、富山県に分担された3つの協議主題について研究を進める。

1 分科会協議主題と協議の視点について

<共通協議主題>

新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動

【協議の視点】

- (1) 幼稚園等で実践されている、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら幼児を健やかに育む活動の工夫が求められている。各園での実践などについて協議を深め、各地域の感染状況等を踏まえた感染症対策を講じつつ、幼児にとって必要な体験を確保するための活動の工夫等について考える。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第1節 幼稚園教育の基本

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

○幼稚園再開後の取組事例集（令和2年9月7日時点）

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

<協議主題1>

幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について

【協議の視点】

- (1) 幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならないとされている。教育課程に基づき指導計画を作成するとはどういうことか。
- (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものとされているが、どのように考慮したらよいか。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第3節 教育課程の役割と編成等

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

<協議主題3>

障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について

【協議の視点】

- (1) 個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとあるが、組織的かつ計画的に行うために幼稚園はどのような体制を整備するべきか。
- (2) 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとされている。関係機関との連携を図っていくに当たって、幼稚園が取り組むことや留意することは何か。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成 29 年 3 月文部科学省)

2 分科会協議主題の分担について

分科会協議主題については、富山県国公立幼稚園・こども園教育研究会、富山県私立幼稚園・認定こども園協会で分担し、令和 3 年 8 月 25 日に開催予定の幼稚園教育課程研究協議会で発表する。発表園については、各組織において選出する。

分科会協議主題	令和 3 年度担当
< 共通協議主題 > 新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動	
< 協議主題 1 > 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について	
< 協議主題 3 > 障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について	

* _____ は、令和 3 年 8 月 25 日に開催予定の幼稚園教育課程研究協議会の発表担当

II 都道府県協議会協議主題について

本章では、都道府県協議会協議主題について文部科学省の説明資料を掲載する。

令和2年度 幼稚園担当指導主事・担当者会議

都道府県協議会 協議主題について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
幼児教育調査官 小久保篤子

【出典】 令和2年度幼稚園教育担当指導主事・担当者会議 説明資料
文部科学省

幼稚園教育の基本

「環境を通して行う教育」

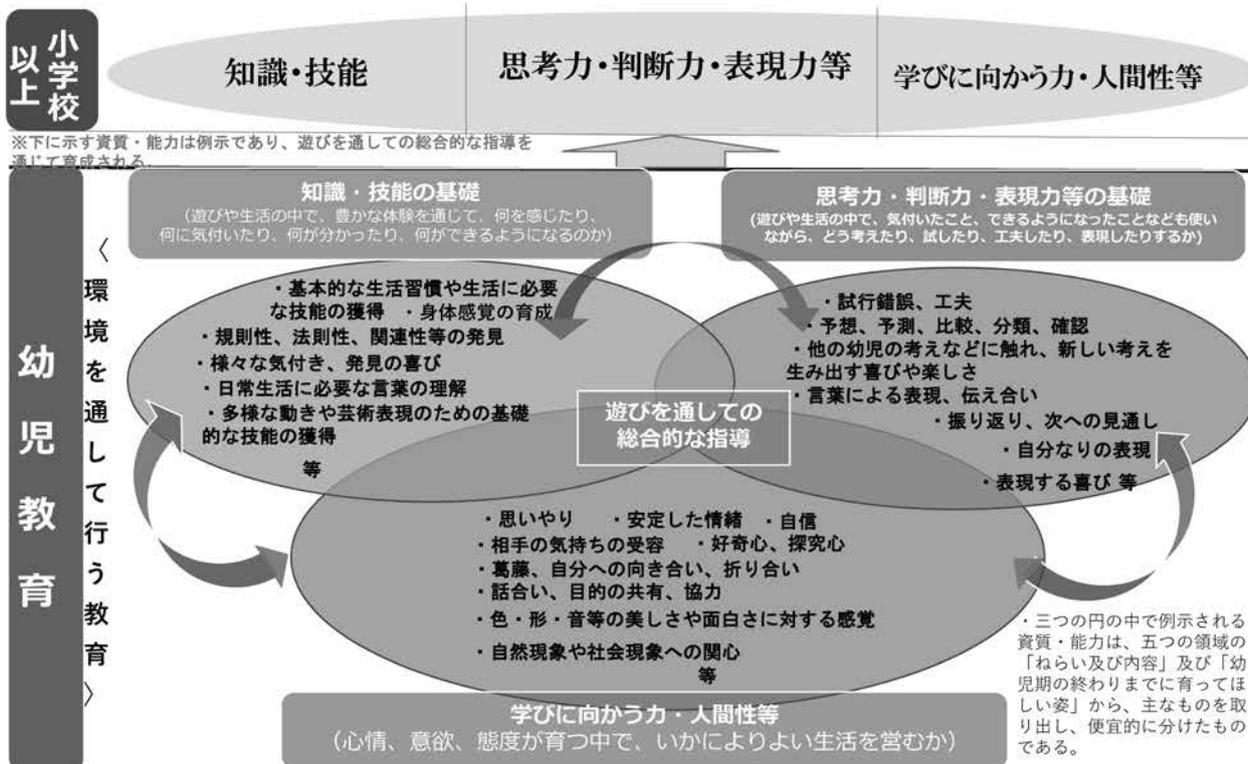
環境の中に教育的価値を含ませながら、
幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、
試行錯誤を経て、
環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくこと
を意図した教育

幼稚園教育の基本

重視する事項

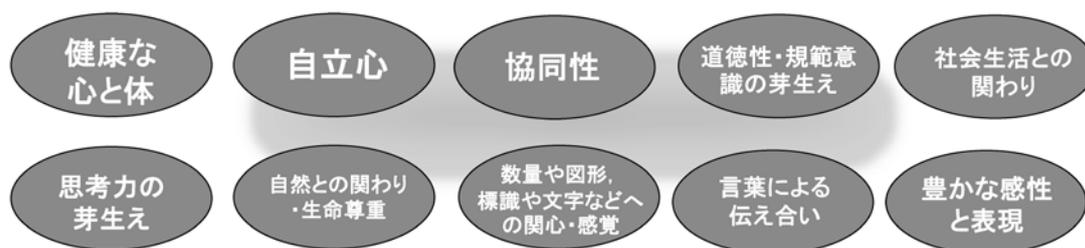
- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
 - 教師との信頼関係に支えられた生活
 - 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
 - 友達と十分に関わって展開する生活
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

幼児教育において育みたい資質・能力の整理



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくらたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

【幼稚園教育要領】

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

この活動を通して、資質・能力は育まれていく

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

令和2年度
幼稚園教育理解推進事業
(都道府県協議会)

◆ 趣 旨

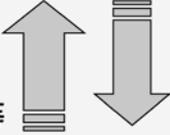
各都道府県において、幼稚園の教育課程の基準をはじめとして幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。

◆ 実施内容

- (1) 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての専門的な講義や研究協議等
- (2) 園長等に対する幼稚園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等
- (3) 保育技術についての専門的な講義や研究協議等
- (4) その他、各都道府県において地域の実態等を踏まえ、必要に応じて設定した課題に関する研究協議等

**中央協議会（文部科学省）
（都道府県協議会の研究成果について協議）**

協議の成果報告
中央協議会への参加 等



協議主題の提示
都道府県協議会の開催
中央協議会への参加依頼 等

**都道府県協議会（教育委員会）
専門的な研究協議、演習等**

参加

**幼稚園教員（私立幼稚園教員も含む），保育教諭，
教員養成系大学教員，保育所保育士，小学校教員 等**

**幼稚園教育の理解推進を通じた
幼稚園教育の質の保証**

- 本年度は、新幼稚園教育要領が実施されてから三年目。幼稚園教育要領に関する理解も深まり、これに基づいた実践も充実。
- 更なる幼稚園教育の充実のためには、幼稚園教育要領に関して一步踏み込んだより深い理解に資するよう、協議主題を設定。
- なお、地域の幼児教育の質の向上の観点から、幼稚園の教師に加え、保育所や認定こども園の関係者の参加も望まれる。その際、幼稚園教育要領と保育所保育指針等の整合性は図られつつあり、教育内容等の基本的な考え方は同じであるが、その成り立ちから、幼稚園における学校評価は組織としての評価であるが、保育所保育指針における評価は、保育内容等に関する保育士等の自己評価と保育所の自己評価であることなどの違いなどにも留意しつつ、参加者が幼稚園教育要領の理解を深めていくことを期待。

協議主題

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について
- 2 カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について
- 3 障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について
- 4 小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

協議主題 1

幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について

【協議の視点①】

幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならないとされている。教育課程に基づき指導計画を作成するとはどういうことか。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

解説P78
一部抜粋

教育課程編成の目的

常に忘れてはならない

○ 幼稚園は学校教育の始まりとして、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼児期にふさわしい生活を通して、幼稚園教育の目的や目標の達成に努めることが必要である。このため、幼児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

教育課程

○ このような意味から、それぞれの幼稚園は、その幼稚園における教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにするため、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の特性に応じた教育目標を明確にし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。

教育課程とは何かの説明

具体的な編成の手順の参考例は解説P82参照

幼稚園教育要領

第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

協議の視点①

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

解説P98
一部抜粋

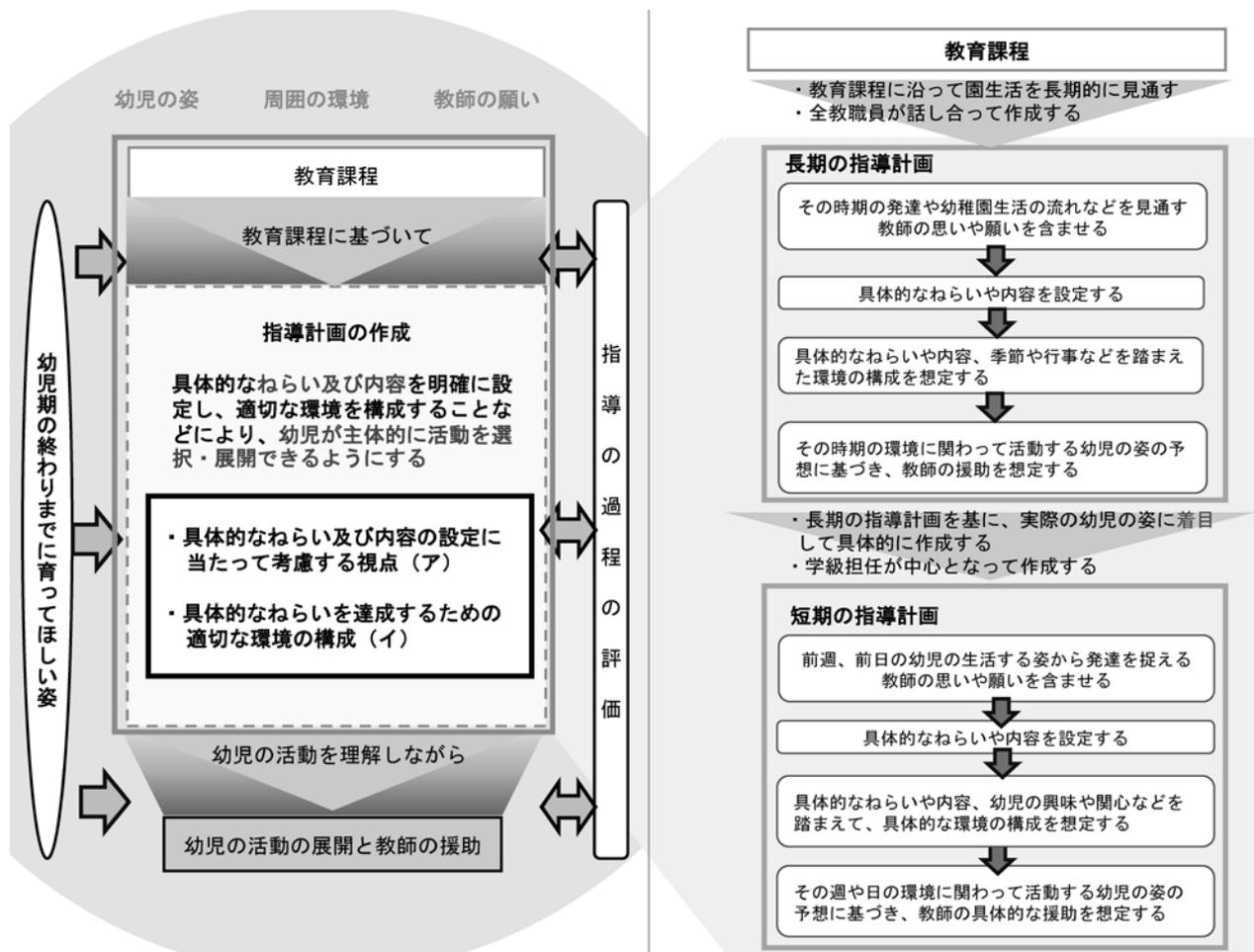
幼稚園教育要領に示された5つの領域の「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的なねらいや内容とすることではなく、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される遊びや生活に応じて適切に具体化したねらいや内容を設定することとなる。

- 教育課程は幼稚園における教育期間の全体を見通し、どの時期にどのようなねらいをもってどのような指導を行ったらいかがが全体として明らかになるように、具体的なねらいと内容を組織したものとすることが大切である。

要領の第2章に示す事項が総合的に指導され、達成されるように（解説P82）

- 指導計画では、この教育課程に基づいて更に具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要がある。指導計画は、教育課程を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画（年間指導計画等）とそれに関連してより具体的な幼児の生活に即して作成する週の指導計画（週案）や日の指導計画（日案）等の短期の指導計画の両方を考えることになる。

- その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、発達の各時期にふさわしい生活が展開されるように、指導計画を作成することが大切である。また、指導計画は一つの仮説であって、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものであるから、そのような実践の積み重ねの中で、教育課程も改善されていく必要がある。



【協議の視点②】

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものとされているが、どのように考慮したらよいか。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

協議の視点②

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

解説P52
一部抜粋

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。
- 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。
- 実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。もとより、幼稚園教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

【幼稚園教育要領】

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

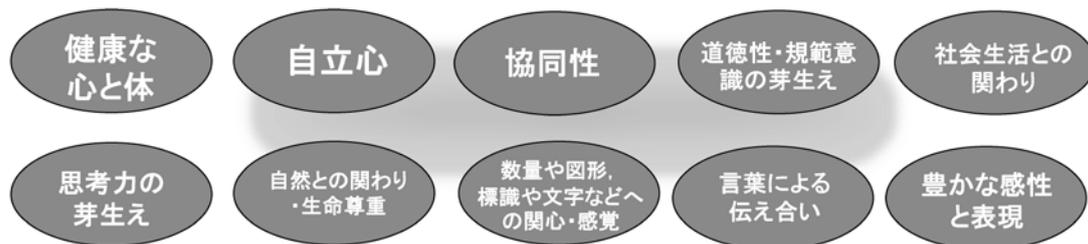
この活動を通して、資質・能力は育まれていく

- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。

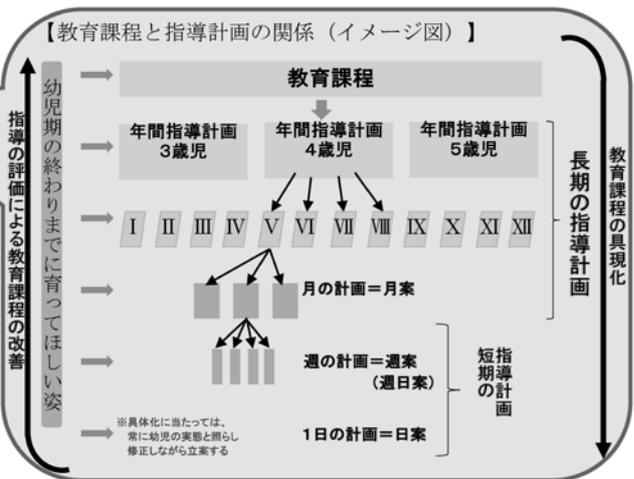
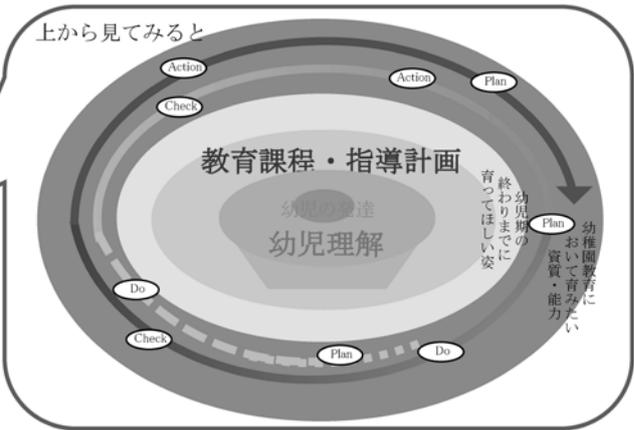
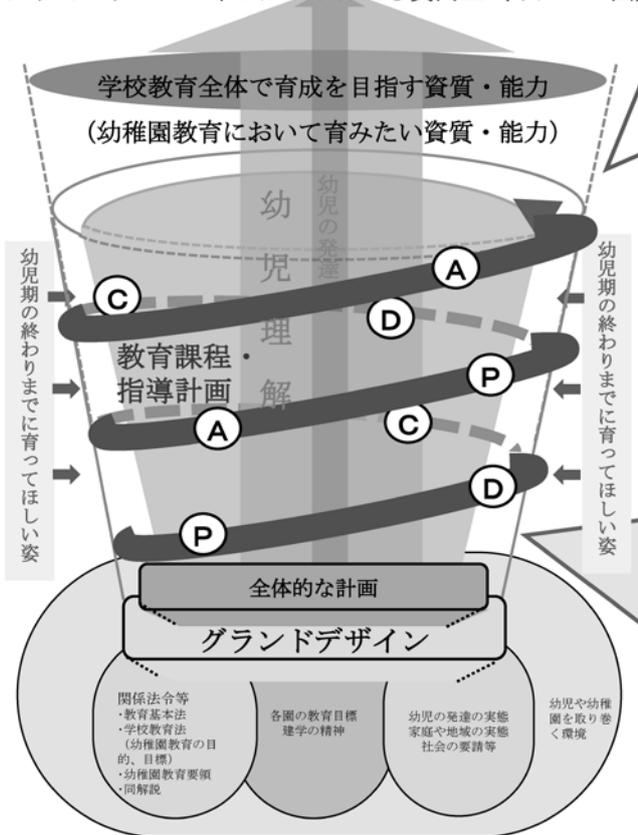


○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

カリキュラム・マネジメントによる質向上 (イメージ図)



○ 前のスライドの図は、幼稚園教育要領における「『幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿』を踏まえ教育課程を編成すること」の「踏まえ」のイメージ

例えば、

- ・ 「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、目標や目的としたり、教育課程や指導計画に位置付けたりするものではない。念頭に置きながら、幼児を理解し、また教育課程の編成や指導計画の作成をする。
- ・ 教師は、幼児の活動の様子から幼児の姿を捉える。「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、幼児の姿を捉え、どのような資質・能力が育っているのかを読み取っていくときの手掛かりとなる。
- ・ 幼児は総合的に発達しており、「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は絡み合って幼児の姿として現れる。そして、その芽生えは、幼児の言動に明らかに現れてはいなくとも、その言動の奥では芽生えつつあるかもしれない。

協議主題 2

カリキュラム・マネジメント と関連付けながら実施する 学校評価について

【協議の視点①】

各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとするとしている。カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施するとは、具体的にはどのようなことか。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

協議の視点①

解説 P 131
一部抜粋

- カリキュラム・マネジメントとは、第1章第3節の1において示すように、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることである。また、各幼稚園が行う学校評価は、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や園運営の中核となることを踏まえ、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。
- 学校評価の実施方法は、学校教育法において、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成23年改訂]」（平成23年11月15日文部科学省）を作成している。その中で、各幼稚園において重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することが示されている。具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各幼稚園が判断すべきことではあるが、その設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。幼稚園は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが期待され、教育課程もその重要な評価対象になり得るものである。
こうした例示も参照しながら教育課程や指導等の状況を評価し改善につなげることが求められる。

学校評価
学校運営（①教育活動、②その他の学校運営）について

①目指すべき目標を設定し、
②その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し、
③今後の改善方策の作成する。

①～③の循環により、教育の水準の保証と向上を図る

教育課程は学校運営の中核ともなる
学校評価の取組はカリキュラム・マネジメントと関連付けて
カリキュラム・マネジメント
学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。

①教育課程の編成（幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応/全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ）
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

※ 学校評価において、具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各学校が判断すべきこととしつつ、その設定の視点となる例が12分野にわたり示されている。学校評価をカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。各園は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら日々の保育や教育課程等の状況を評価し改善につなげていく必要がある。

評価項目・指標等を検討する際の視点となる例(12分野)
教育課程・指導/保健管理/安全管理/特別支援教育/組織運営/研修(資質向上の取組)/教育目標・学校評価/情報提供/保護者・地域住民との連携/子育て支援/預かり保育/教育環境整備



自己評価

自己評価を行うに当たっては、学校の教育目標等を実現するために、重点的に取り組むことが必要な目標や計画の取組状況等を適切に評価できる項目等を各学校の実情に応じて設定し、教育活動を実施する必要がある。また、評価結果を公表することにより、学校運営の質に対する説明責任を果たし、保護者との連携協力を推進することができる。

「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成23年改訂]」より

① 重点的に取り組むことが必要な目標等の設定

学校が、教育活動その他の学校運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。

具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各幼稚園が判断すべきことではあるが、その設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。(要領解説P132)

② 自己評価の評価項目の設定

(ア) 自己評価の評価項目・指標等の設定

重点的に取り組むことが必要な目標等の達成に向けた取組などを評価項目として設定する。

また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標や、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を、必要に応じて設定することが考えられる。

(イ) 成果への着目と取組(プロセス)への着目

評価項目等には、目標の達成状況を把握するための(成果に着目する)ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための(取組に着目する)ものがあり、適切に設定することが望ましい。

③ 全方位的な点検・評価と日常的な点検

あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切である。

④ 自己評価の実施

各教職員の自己評価の結果をファイルすることではない。「幼稚園」としての評価

自己評価は、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。

各学校は、設定した評価項目等を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その結果をもとに、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価し、その結果を踏まえた今後の改善方を検討する。

自己評価を行う上で、保護者等から寄せられた具体的な意見や要望、アンケート等の結果を活用する。

保護者アンケートは学校関係者評価ではない。自己評価の参考資料。

⑤ 自己評価の結果の報告書の作成

⑥ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

⑦ 評価の結果と改善策に基づく取組

各学校は、自己評価の結果及び今後の改善策を、適宜具体的な取組の改善を図ることに活用する。

さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させる。

別添 2-1 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

- 各幼稚園や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示する。

この一つの分野として「教育課程・指導」がある。

- ただし、これらは、あくまでも例示に過ぎないものであり、一度にその全てを網羅して取り組むことは必ずしも望ましくない。また、各幼稚園の重点的に取り組むことが必要な学校評価の具体的な目標等を達成するために、必要な項目・指標等を設定することが重要である。

教育課程・指導

- ・ 建学の精神や教育目標に基づいた幼稚園の運営状況
- ・ 幼稚園の状況を踏まえた教育目標等の設定状況
- ・ 幼稚園の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 学校行事の管理・実施体制の状況
- ・ 教育週数、1日の教育時間の状況
- ・ 年間の指導計画や週案などの作成の状況
- ・ 幼小の円滑な連携・接続に関する工夫の状況
- ・ 遊具・用具の活用
- ・ ティーム保育などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・ 幼児に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ 幼稚園教育要領の内容に沿った幼児の発達に即した指導の状況
 - ・ 環境を通して行う幼稚園教育の実施の状況
 - ・ 幼児との信頼関係の構築の状況
 - ・ 幼児の主体的な活動の尊重
 - ・ 遊びを通しての総合的な指導の状況
 - ・ 一人一人の発達の特性に応じた指導の状況 など

カリキュラム・マネジメントの「教育課程の実施状況を評価」の際の活用も考えられる。

※ 「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成23年改訂]」は、平成29年3月の幼稚園教育要領告示前に作成

参考

「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成23年改訂]」より

幼稚園における学校評価の目的

- ・ 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ・ 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ・ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを推進
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすもの。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組む。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない

幼稚園における学校評価

自己評価 : 各学校の教職員等が行う評価。法令で実施等を義務化。

学校関係者 : 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。
法令で実施等を努力義務化。

第三者評価 : 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価。法令で実施義務や実施の努力義務を課してはいない。

【参考】

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園については、第28条により準用)

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

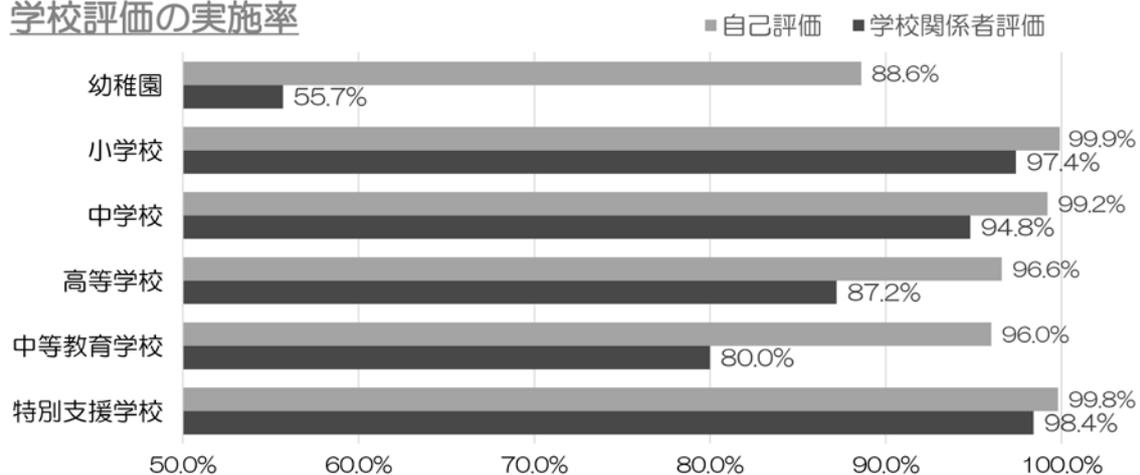
2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

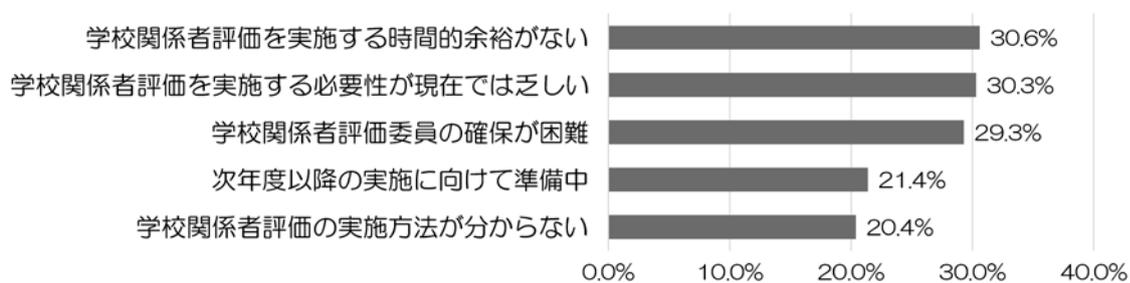
第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(幼稚園については、第39条により準用)

学校評価の実施率



学校関係者評価を実施していない理由（幼稚園）



※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

協議主題 3

障害のある幼児などの状態等に
応じた指導を行うための体制に
ついて

【協議の視点①】

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとあるが、組織的かつ計画的に行うために幼稚園はどのような体制を整備するべきか。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

協議の視点①

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

解説 P125
一部抜粋

要領解説
(P126)例示

- 障害のある幼児などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある幼児などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。その際に、幼稚園教育要領のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある幼児などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要。
- 一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。
↓ 指導充実のためには体制整備も重要
- そこで、園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。
- 障害のある幼児などの指導に当たっては、全教職員において、個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、全教職員の連携に努める必要がある。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する
教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

～目次～

はじめに（本ガイドラインの位置付けについて）

第1部 概論（導入編）

第2部 設置者用（都道府県・市町村教育委員会等

第3部 学校用

- 校長（園長を含む）
- 特別支援教育コーディネーター用
- 通常の学級の担任・教科担任用
- 通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭

第4部 専門家用

- 巡回相談員用
- 専門家チーム用
- 特別支援学校用（センター的機能）

第5部 保護者用

参考資料

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」一部抜粋

第3部 学校用

○校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は，特別支援教育実施の責任者として，自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに，リーダーシップを発揮しつつ，次に述べる体制の整備等を行い，組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また，校長は，特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し，常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

○特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

○特別支援学校における取組

- (1) 特別支援教育のさらなる推進
- (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能
- (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

○保護者からの相談への対応や早期からの連携

○厚生労働省関係機関等との連携

※特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

<チームとしての学校全体で行う特別な支援>

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

- ① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

○校長（園長を含む）用

1. 特別支援教育を柱とした学校経営
2. 校内委員会の設置と運営
3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
4. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理
5. 教職員の理解推進と専門性の向上
6. 教員以外の専門スタッフの活用
7. 保護者との連携の推進
8. 専門家・専門機関との連携の推進
9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

○特別支援教育コーディネーター用

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
2. 各学級担任への支援
3. 巡回相談員や専門家チームとの連携
4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

○通常の学級の担任・教科担任用

1. 気付きと理解
2. 個別の教育支援計画の作成とそのねらい
3. 通常の学級の担任・教科担任による支援、指導の実際
4. 通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み
5. 保護者との協働
6. 交流及び共同学習の推進

○通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭用
(略)

例えば、このようなことが書いてあります

○校長（園長を含む）用

2. 校内委員会の設置と運営

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。

(1) 校内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順（定期的に開催する、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等）を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

(2) 校内委員会の組織及び構成

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能を持たせるなどの方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることです。

(3) 支援内容の共通理解と定期的な評価

校長は、校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会に報告させるとともに、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。

(4) 評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

校長は、児童等の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行います。

見直しに当たっては、児童等の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者からの意見も参考にすることが大切です。

例えば、このようなことが書いてあります

○校長（園長を含む）用

9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

校長は、個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする児童等の支援内容を進学先へ適切に引き継ぎます。

(1) 幼稚園¹³から小学校への適切な引継ぎ

幼稚園の園長は、小学校の校長と連携を図り、教育上特別の支援を必要とする幼児に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

引継ぎに当たって、保護者も含め、直接会って情報を引き継ぐことも有効です。

また、小学校の校長は、幼稚園から引き継いだ個別の教育支援計画等による情報を活用しつつ、学級編制、学級担任及び小学校における支援内容を決定することとなりますが、幼稚園と小学校では、教室環境及び支援方法等が大きく異なるため、慎重に行う必要があります。

なお、当然のことながら、幼稚園のみならず、保育所や認定こども園等を卒園した児童についても、支援内容の引継ぎは重要となるため、小学校の校長は、保育所等とも積極的な連携を図る必要があります。

事例2：幼稚園から小学校への引継ぎ

C市のD幼稚園は、園長のリーダーシップの下、学校経営計画において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しつつ、特別支援教育を進めることを盛り込み、教職員の共通理解を図りながら、幼稚園全体として特別支援教育を推進してきました。

C市では、かねてから行政区毎に幼稚園・保育所・小学校連絡協議会を組織し定期的な交流を行う中で、保護者の同意のもと、入学予定の幼児の幼稚園・保育所から小学校への引継ぎを実施していましたが、教育上特別の支援を必要とする幼児に関する情報については協議会による伝達だけでは限界があり、D幼稚園の園長としては園全体で共有した支援内容を就学先の小学校に引き継ぐには工夫が必要と考えました。

そこで、D幼稚園では、教育上特別の支援を必要とする幼児について、市が行っている引継ぎに加えて、園が作成した個別の教育支援計画等の内容に基づいて引継ぎシートを用意し、年度末あるいは就学先の小学校の授業が開始する前の適切な時期に、幼児の特性と有効であった適切な指導や必要な支援の情報を、複数回、小学校の担当者に面会して丁寧に説明する機会を設けています。

13 幼稚園への入学までの過程において、保護者は、子供の成長や発達に様々な不安を抱えている場合があります。幼稚園の園長は、保護者から子供の家庭等での様子を聴いた上で、さらに医療、保健、福祉等の関係機関の相談状況・支援内容等についても把握していく必要があります。そして、教育上特別の支援を必要とする幼児については、個別の教育支援計画等を作成し入園後も円滑に幼稚園生活を送っていただけるようにすることが大切です。この際、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や児童発達支援センター等の障害児通所支援施設支援で作成されている個別支援計画等がある場合には有効に活用するなど、支援に必要な情報を適切に引き継ぐ必要があります。

【協議の視点②】

家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとされている。関係機関との連携を図っていくに当たって、幼稚園が取り組むことや留意することは何か。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

協議の視点②

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

解説P125、P127

一部抜粋

○ 障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

○ そこで、園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。その際、各幼稚園において、幼児の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

専門家の活用（特別支援学校の教員に加え、巡回相談員等）

②個別の教育支援計画

○ 障害のある幼児などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある幼児などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍園のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

療育施設や病院にも通っている場合には、「その幼児」が関わっている機関が連携して支援の計画を作成。学校卒業まで引き継がれることで、学校が変わっても一貫した支援が可能

協議主題 4

小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

【協議の視点①】

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとするがあるが、連携と接続の違いを踏まえつつ、幼稚園教育要領で求められている接続を図るためには、今後、どのような工夫が必要となってくるか。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

○育成を目指す資質・能力について幼児期の教育から高等学校教育までを通じて系統的に示されている

○幼稚園教育において育まれてきた資質・能力は、小学校以降の生活や学習の基盤

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿

→具体的な姿を伝えることで、幼児の育ちが理解されやすい

→小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることとされている。

【幼稚園教育要領】

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

この活動を通して、資質・能力は育まれていく

- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

解説 P 90 一部抜粋

- 幼稚園は、学校教育の一環として、幼児期にふさわしい教育を行うものである。その教育が小学校以降の生活や学習の基盤ともなる。小学校においても、生活科や総合的な学習の時間が設けられており、学校教育全体として総合的な指導の重要性が認識されているといえる。
- 学校教育全体では、いかにして子供の生きる力を育むかを考えて、各学校の教育課程は編成されなければならない。幼稚園教育は、幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成するものである。特に、幼児なりに好奇心や探究心を持ち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を發揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になる。幼児を取り巻く環境は様々なものがあり、そこでいろいろな出会いが可能となる。その出会いを通して、更に幼児の興味や関心が広がり、疑問をもってそれを解決しようと試みる。幼児は、その幼児なりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみること、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や教師と関わっていくことの中に幼児の学びがある。このようなことが幼稚園教育の基本として大切であり、小学校以降の教育の基盤となる。幼稚園は、このような基盤を充実させることによって、小学校以降の教育との接続を確かなものとするができる。
- 幼稚園教育において、幼児が小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。(略) 主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。これらの基礎が育ってきているか、さらに、それが小学校の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。また、小学校への入学が近づく幼稚園修了の時期には、皆と一緒に教師の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるよう指導を重ねていくことも大切である。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児期の教育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、幼稚園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。

幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説 P 92 一部抜粋

- 幼稚園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習している。このように、幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。このような生活の変化に子供が対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、教師は適切な指導を行うことが必要である。
- 小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を發揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることとされている。
- 子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園と小学校の教師が共に幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切である。幼稚園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習している。このように、幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。このような生活の変化に子供が対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、教師は適切な指導を行うことが必要である。

(参考) 小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※下線部：主な改訂箇所

(参考) 小学校学習指導要領

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても、上記と同様の記載がされている。

※下線部：主な改訂箇所

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期。
- 小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫（※）も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要。

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月）においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。



Ⅲ 令和3年度 幼稚園教育研究行事予定表

月	日	曜	時 間	行 事 名	場 所
4	27	火	13:30～16:30	新規採用教員研修会①	総教セ 382
5	11	火	14:00～16:30	幼稚園教育調査研究委員会①	総教セ 214
	20	木	13:30～16:30	新規採用教員研修会②	総合体育センター
6	2	水	13:30～16:30	中堅教諭等資質向上研修（11年次） （開講式等）	総教セ 382 他
	4	金	13:30～16:30	園長等運営管理協議会①	総教セ 382
	9	水	9:30～12:00	新規採用教員研修会③ 協力園研修1①	認定こども園 徳風幼稚園
	10	木	9:30～12:00	新規採用教員研修会③ 協力園研修1②	幼保連携型認定こども園 福野青葉幼稚園
	23	水	14:00～16:30	幼稚園教育調査研究委員会②	総教セ 324
	30	水	13:30～16:30	新規採用教員研修会④	総教セ 382
7	6	火	9:30～16:30	保育技術協議会①	総教セ 382 他
8	4	水	13:30～16:30	新規採用教員研修会⑤	呉羽青少年自然の家
	4	水	14:00～16:30	幼児教育・小学校教育合同フォーラム	アイザック小杉文化 ホール ラポール
	5	木	14:00～16:30	幼稚園教育調査研究委員会③ （教育課程研究協議会事前打ち合わせ）	総教セ 232
	6	金	13:45～16:30	保育技術協議会②	総教セ 382
	11	水	13:30～16:30	中堅教諭等資質向上研修（11年次） （幼稚園活動計画セミナー）	総教セ 332・333 他
	25	水	9:00～12:00 13:30～16:30	幼稚園教育課程研究協議会 第66回富山県幼児教育研修会	県総合運動公園 八尾コミュニティ センター
9	29	水	13:30～16:30	新規採用教員研修会⑥	総教セ 382 他
10	8	金	14:00～16:30	幼稚園教育調査研究委員会④	総教セ 214
	21	木	13:30～16:30	園長等運営管理協議会②	総教セ 382 他
	27	水	9:30～12:00	新規採用教員研修会⑦ 協力園研修2	富山大学附属幼稚園
11	24	水	13:30～16:30	中堅教諭等資質向上研修（11年次） （閉講式等）	総教セ 382 他
	25	木	13:30～16:30	新規採用教員研修会⑧	総教セ 382 他
1	25	火	14:00～16:30	幼稚園教育調査研究委員会⑤	総教セ 214

IV 令和3年度 各幼稚園教育研究会一覧

研究大会 研究領域	研究主題	開催場所 開催月日
幼稚園教育課程 研究協議会 * ____は発表担当	〈分科会 共通協議主題〉 新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動 <u>私立（西部地区）</u>	富山県総合運動公園 陸上競技場 会議室 8/25（水）
	〈分科会 協議主題 1〉 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について <u>国公立</u>	
	〈分科会 協議主題 3〉 障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について <u>私立（富山地区）</u> <u>私立（新川地区）</u>	
全国国公立幼稚園・ こども園長会 総会・研究大会	「未来を切り拓き心豊かにたくましく 生きる力を育む幼児教育の創造」 ～幼児教育の質の向上を目指して～	静岡県静岡市 6/4（金）、5（土）
全国国公立幼稚園・ こども園教育研究 協議会	子供は咲く花 未来を切り拓く力を育む幼児教育の創造	岡山県岡山市 7/30（金）、31（土）
全日本私立幼稚園連 合会・東海北陸地区 私立幼稚園教育研究 大会		令和3年度 長野大会中止
全国国公立幼稚園・ こども園 PTA全国大会	羽ばたけ未来に 朱鷺（トキ）めく子どもたち!! ～笑顔の花を咲かせよう 自然豊かな新潟で～	新潟県新潟市 8/7（土）、8（日）